

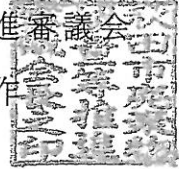
平成22年7月15日

秋田市長

穂積 志 様

秋田市廃棄物減量等推進審議会

会長 岡部 勇 作



家庭系ごみの有料化について（答申）

平成21年11月30日付け減推第84号により諮問のありました標記のことについて、慎重に検討した結果、別紙のとおり答申します。

家庭系ごみの有料化について
(答申)

秋田市廃棄物減量等推進審議会

平成22年7月

目 次

はじめに

1 秋田市のごみ処理の現状と課題	1
(1) ごみ処理の現状	1
(2) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績	1
(3) ごみ処理の課題	2
2 家庭系ごみ有料化の目的	3
(1) ごみの減量化とリサイクルの推進	3
(2) 公平性の確保	4
(3) ごみ処理手数料の活用	4
3 家庭系ごみ有料化のしくみ	5
(1) 有料化の対象範囲	5
(2) 負担のしくみ	5
(3) 手数料の設定	6
(4) 手数料の使途の透明化	6
(5) 減免措置	7
4 市民への周知	7
(1) 周知・啓発	7
(2) 移行期間の調整等	7
5 併せて実施する施策	8
(1) ごみの減量化およびリサイクルを推進するための施策	8
(2) ごみの不適正排出防止に向けた施策	9

付帯意見

〈添付〉

- ・ 資料
- ・ 秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 審議経過

はじめに

わが国の廃棄物対策は、公衆衛生の向上や生活環境の保全を目的とした従来の廃棄物処理に加え、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が大きな課題となっております。

循環型社会の形成には、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用や適正処理を確保することが必要です。さらには、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、地球温暖化問題に対応した低炭素社会に向けた取組を進めることが重要です。

平成17年度に廃棄物処理法に基づいて環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が告示され、「排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との方針が示されました。

本審議会においても、平成17年1月に「ごみ減量をさらに進めるための方策について」の答申において、秋田市が重点的に検討すべき施策の一つとしてごみ減量に有効な手法の一つであるごみの有料化の検討を挙げております。

このような状況の中で本審議会は、平成21年11月に秋田市長から「家庭系ごみの有料化について」諮問を受けました。

これまで本審議会では、審議を重ねるとともに審議内容を中間報告としてまとめ、市民から聴取した意見を参考に更に議論を重ねました。

その結果、本審議会としては、家庭系ごみの有料化は、経済的動機付けが働くことによりごみの減量が図られる有効な手法であることから、市民の理解と協力のもとに実施する必要があると判断しました。また、その効果が十分に発揮され持続されるためには、効果的な制度の構築と有料化以外の減量施策やごみの減量・リサイクルに関する情報の発信も併せて実施することが必要であるとの結論に至り、ここに秋田市が行うべき家庭系ごみの有料化についてとりまとめました。

なお、審議会で行った市民意見募集には、延べ201件の多様な意見が寄せられました。秋田市においては、本答申とともにこれらの意見を踏まえ、一層の循環型社会の形成に向けて努力するよう望むものです。

平成22年7月

秋田市廃棄物減量等推進審議会

会長 岡部 勇 作

1 秋田市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

秋田市では、平成14年には溶融炉の稼働にあわせ、ごみの収集体制を各家庭から排出される家庭系ごみについては、家庭ごみ、資源化物（金属類、ペットボトル、空き缶、使用済み乾電池、空きびん、ガス・スプレー缶、古紙）を定期収集することに変更し、粗大ごみはこれまでどおり有料（平成9年から）で戸別に収集しています。また、事業所から排出される事業系ごみは排出事業者が直接あるいは許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

これまで、ごみの処理については、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する施策を実施しており、その結果、平成19年度からは一定の減量成果が見られます。

しかしながら、家庭系ごみについては、平成21年度に公表した環境省の調査結果（平成20年度実績）によると、1人1日当たりのごみ排出量が県内13市の中で4番目に多く、また秋田市の調査では、家庭ごみの中には依然として再生可能な古紙が多く含まれていることもあり、市民の意識改革により、さらなるごみの減量が必要とされる状況にあります。

(2) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績

秋田市内から発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための指針となる秋田市一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度の市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を平成11年度の618gから10%以上削減し556g以下にすることを目標としています。

しかしながら、秋田市民1人1日あたりの資源化物を除く家庭系ごみの排出量は平成21年度では、606gと平成11年度の618gから1.9%の削減にとどまっており、計画の目標値556gと離れています。

(3) ごみ処理の課題

① ごみの減量

秋田市のごみ排出量は、平成15年度以降それまでの増加が止まり、緩やかな減少傾向が続いており、さらに、平成19年度からはこれまでの啓発活動とともに市民の協力により一定の減量成果が現れています。

しかしながら、近年資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて、ごみの排出抑制は重要な課題となっており、さらなるごみの減量が求められている状況にあります。

秋田市では、これまで市民に対してごみ減量キャンペーンやごみ減量・分別井戸端会議などの啓発活動を行ってきましたが、粗大ごみを除く家庭系ごみは、排出量に関わらず税込等で収集・処理していることなどから、市民にごみ減量の動機付けが働きにくく、目標達成が難しい状況にあります。

今後は、ごみ処理に関する市民の動機付けを図り、より一層の減量行動の実践を促せるしくみ作りが必要です。

② 負担の公平性

秋田市では、現在家庭から排出されるごみについては、処理施設に自己搬入しているごみや戸別収集している粗大ごみを除き、税込等で定期収集を行っています。

税込等でごみの処理費用を賄う現状では、ごみを少なく出す人も多く出す人もその費用負担は同じであり、環境に配慮してごみを減らしている市民には不公平であると考えます。

また、循環型社会の構築や資源保護、地球温暖化防止などの観点から、市民がごみの減量に取り組んでも、減量した場合の日常生活に直結した実感が得られず、具体的な行動には結びつきにくいという状況にあります。

そのため、減量努力が市民一人ひとりに反映するよう、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られるしくみが必要です。

③ ごみ処理経費

ごみ処理行政を効率的、効果的に運営するためには、住民の協力が不可欠です。秋田市においては、処理施設周辺住民の協力やごみ集積所における維持管理など地域の協力が得られており、良好な関係であると考えます。

このような状況の中で、秋田市のごみ処理経費は、ごみの収集や焼却・熔融、資源化物の収集・リサイクル、埋立処理、ごみ減量の啓発等で、平成20年度は約49億円となっています。

今後は、ごみ処理経費をさらに抑える努力をするとともに、受益と負担の観点からも、どこまでを行政サービスとして市が負担すべきかについての検討が必要であると考えます。

2 家庭系ごみ有料化の目的

本審議会では、家庭系ごみのさらなる減量を目的として有料化について審議した結果、主に次のような効果が期待できると考えます。

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

現在秋田市では、集積所に出されるごみについては、市が税込等で収集・処理しており、ごみの排出量にかかわらずそのサービスは同等となっています。

ごみの収集・処理については、市民一人ひとりに対するサービスでもあり、受益者負担の観点から一定の負担を求める必要があります。このことにより、排出者としての自覚と責任がこれまで以上に明確になるとともに、市民一人ひとりが環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換する動機付けとなります。

さらに、家庭ごみと資源化物の費用負担に差をつけることにより、分別が徹底され、家庭ごみの中に多く含まれている再生可能な資源化物などのリサイクルが促進されると考えます。

① 家庭系ごみ有料化による減量効果

他都市の事例では、ごみ袋の容量1Lあたり1円以上で手数料を設定した場合、10%程度家庭ごみの減量効果が見込まれます。

秋田市の平成21年度排出実績をベースに、有料化に伴うごみの減量効果を10%と仮定すると、一般家庭からの家庭ごみ排出量が約6万4千トンとなります。粗大ごみを合わせた1人1日あたりの排出量は546gとなり、減量目標を達成することとなります。

② リサイクルの促進

平成21年度に実施した家庭ごみ組成調査の結果、家庭ごみの中には資源化物が約13%混入しており、そのうちの約90%がリサイクル可能な資源化物（紙類）となっています。家庭系ごみの有料化を行う場合には、市民に経済的な動機付けが働くよう資源化物の処理手数料はこれまでどおり無料とすることで、家庭ごみに混入されている資源化物の分別が進み、リサイクルの促進が図られると考えます。

(2) 公平性の確保

秋田市のごみの処理費用は、平成20年度実績で約49億円となっていますが、その費用は税込等で賄われており、家庭系ごみについては、排出量に応じた費用を直接負担する仕組みにはなっていません。ごみを排出する市民一人ひとりが排出量に応じて処理費用の一部を負担するしくみを導入することにより、より公平化が図られます。

(3) ごみ処理手数料の活用

手数料収入は、ごみの減量化やリサイクルを推進するための施策や有料化制度に必要な費用、ごみの収集運搬および施設の維持運営管理費へ充当するなど、循環型社会や低炭素社会の構築に向けた環境施策を安定的、継続的に実施するための財源として活用できます。

3 家庭系ごみ有料化のしくみ

本審議会では、家庭系ごみ有料化のしくみについて既の実施している他都市の事例や市民意見などを踏まえ、次のようなしくみが有効と考えます。

(1) 有料化の対象範囲

有料化の対象とするごみは、家庭ごみに含まれている資源化物の分別促進の観点から、「家庭ごみ」を対象とし、「資源化物」は対象外とすることが望ましいと考えます。

また、環境学習や地域コミュニティの増進を図るため、町内会等がボランティア清掃したごみ等についても、有料化の対象から除外することが望ましいと考えます。

(2) 負担のしくみ

① 手数料の料金体系

手数料の料金体系については、いくつかの方法がありますが、大別すると「単純比例型」と「一定量無料型」の2つになります。

「単純比例型」は、購入した袋の枚数に応じて手数料を負担するもので、「一定量無料型」は、一定量までは無料でごみ袋を配布し、それを超えた場合は、有料のごみ袋を購入し、手数料を負担するものです。

「一定量無料型」については、一定量まで無料となるため、減量意識が働きにくいことや、無料分のごみ袋配布に要する費用がかかり増しになるという欠点があります。そのためごみ袋1枚目から経済的動機付けが働き、ごみの減量効果が期待できるとともに公平性が保たれ、全国的にも採用例の多い「単純比例型」が適当と考えます。

② 手数料の徴収方法

秋田市では、平成9年度から指定ごみ袋によるごみ収集を行っており、この制度が広く市民に定着しています。このことから、ごみ処理手数料の支払い方法は、指定ごみ袋に処理手数料を上乗せした「有料指定ごみ袋」を購入していただく制度が

適当と考えます。

「有料指定ごみ袋」の販売にあたっては、市民の利便性を考慮し、市内各地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、その他多くの小売店等で販売することが望ましいと考えます。

③ 有料指定ごみ袋のサイズ

現在、秋田市内で使用されている指定ごみ袋は、容量別に90L, 70L, 45L, 30L, 20Lの5種類となっています。秋田市の調査によると、家庭系ごみの有料化を実施した他都市では、ごみ減量が促進されることにより、90Lや70Lといった大きいサイズのごみ袋がほとんど使われなくなるほか、20Lよりも小さいサイズのごみ袋が必要となることが明らかになっています。

また形態では、取っ手付きのごみ袋が結びやすく持ち運びやすいと考えられます。

このようなことを踏まえ、有料指定ごみ袋は取っ手付きの形態とし、サイズは、45L, 30L, 20L, 10Lの4種類とすることが望ましいと考えます。

(3) 手数料の設定

手数料は、ごみ減量の動機付けとなり、同時に市民に過度な負担とならない設定が必要です。

その観点から、既に有料化を実施している中核市・隣接市等の状況を考慮するとともに、10%程度の減量効果を見込めるような適度な負担感を考えると、有料指定ごみ袋の容量表示1Lあたり1円程度の手数料水準が適当と考えます。

(4) 手数料の使途の透明化

有料化によって得られる収入については、有料化に対する市民の理解と協力を得ることが重要であるため、秋田市広報やホームページなどで広く公表し、その使途の透明性を確保する必要があります。また、有料化の目的を踏まえ、手数料収入は、ごみの減量化やリサイクルを推進するための施策や有料化制度に必要な費用、ごみの収集

運搬および施設の維持運営管理費へ充当するなど、循環型社会や地球温暖化問題に対応した低炭素社会に資する環境施策を安定的、継続的に実施するための財源として活用することが適当と考えます。

(5) 減免措置

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量を進めるための一つの手法であり、ごみ減量・リサイクルに努力すれば費用負担が少なくなるしくみであることから、原則としてすべての市民が排出量に応じた負担をしていただく必要があります。しかし、新たな経済的負担を伴うしくみであることから、その実施にあたっては減らすことが難しい家庭については、一定の配慮をする必要があると考えます。

4 市民への周知

本審議会では、家庭系ごみ有料化の導入に際し、次のことについて留意する必要があると考えます。

(1) 周知・啓発

家庭系ごみ有料化を円滑に実施するためには、有料化の目的や実施内容などに対し市民の十分な理解と協力が不可欠であります。そのため有料化を実施するにあたっては、市民へのきめ細やかな周知・啓発と広報活動を行うよう努めることが必要です。

(2) 移行期間の調整等

有料化を実施する際に発生するさまざまな問題を想定し、市民に有料化の内容について十分に理解してもらうとともに、有料化実施後は現在の指定ごみ袋が使用できなくなる等について十分な周知・啓発を行うほか、販売店での指定ごみ袋の品切れ等を防ぐ施策を実施するなど、市民に混乱を招くことのないような調整が必要です。

5 併せて実施する施策

家庭系ごみの有料化は、他の施策や事業と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になるとともに、減量効果が継続されると考えられます。

また、有料化の実施に伴い、ごみの不法投棄や不適正排出等が増えることも懸念されることから、それらを防止する対策を強化していくことも重要です。このようなことから、本審議会では有料化を実施する場合は、次の施策を併せて実施することが必要と考えられます。

(1) ごみの減量化およびリサイクルを推進するための施策

① 資源化物の祝日収集等

これまでハッピーマンデーに限り実施していた資源化物の祝日収集を、家庭ごみと同様に年末年始を除き、祝日も収集することや収集回数を増やすことは、排出における利便性の向上に有効であり、アパートなどの集合住宅における資源化物の回収が促進されるとともに保管場所の問題などを軽減することができると考えます。

② 情報の発信

ごみの減量やリサイクルの推進の意識を高めながら、より一層の減量行動の実践を促すためには、ごみの減量等に関する情報を分かりやすく広く市民に発信することが必要です。

③ 集団回収の普及促進

町内会および子供会等の市民団体が自主的に取り組む資源集団回収は、ごみの減量に寄与するだけでなく、物を大切に作る心を育み、地域住民の絆づくりにも役立つことが期待されることから、さらなる普及促進を図ることが望ましいと考えます。

④ 環境活動の推進

有料化に合わせて、市で実施しているクリーンアップ事業の他に、個人や町内会、

市民サークル、NPO法人等が実施するボランティア清掃活動は、地域における環境美化活動の促進に貢献するとともに、環境意識が育まれることから今まで以上に推進していくことが望ましいと考えます。

(2) ごみの不適正排出防止に向けた施策

① 不適正排出への監視および指導

有料化実施直後には、ごみ集積所への不適正な排出が想定されることから、不適正なごみの排出を防止するため、町内会等と連携しながらごみ集積所の監視・指導体制を強化する環境づくりを構築することが必要です。

② 不法投棄パトロールの強化

有料化により一部では、空き地や道路脇などへの不法投棄が増えることも想定されることから、広報等によるさらなる啓発活動に加え、現在も行っている不法投棄監視パトロール及び不法投棄監視員体制等の不法投棄対策を今以上に強化することが必要です。

付帯意見

本答申を取りまとめるにあたって、委員から、次のような意見があったことを、付記します。

- 有料化の導入時期については、今後の経済状況等を十分考慮し判断すること。

資 料

家庭系ごみの有料化について（中間報告） に関する意見募集結果について

1 実施概要

(1) 意見募集

I 受付期間 平成22年4月9日～平成22年5月10日

II 提出件数 42通（延べ 147件）

※ 意見提出の中に複数の項目について意見が述べられているものもあり、延べ意見数は147件であった。

(2) 意見聴取

I 実施期間 平成22年4月15日～平成22年4月25日

II 開催地区 中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和

III 意見件数 54件（参加人数 141人）

2 意見内容

- I 中間報告に関する意見(139件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 家庭系ごみ有料化の目的についての意見（29件）・・・・・・・・・・ P1
 - (2) 家庭系ごみ有料化のしくみについての意見（33件）・・・・・・・・・・ P4
 - (3) 市民への周知についての意見（12件）・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
 - (4) 併せて実施する施策についての意見（65件）・・・・・・・・・・ P8

- II 家庭系ごみの有料化に関する意見（32件）・・・・・・・・・・ P12
 - (1) 有料化に賛成の意見（14件）・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
 - (2) 有料化に反対の意見（10件）・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
 - (3) その他の意見(8件)・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

- III その他の意見（30件）・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
 - (1) 審議会への意見(8件)・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
 - (2) 環境施策についての意見（22件）・・・・・・・・・・ P15

I 中間報告に関する意見

(1) 家庭系ごみ有料化の目的についての意見

① ごみの減量とリサイクルの推進

	意見	審議会の考え方
1	<p>受益と負担の観点から最終負担が市民だけになるのはおかしい。</p>	<p>製造事業者等の責任のことと思います。ごみになりにくい製品の開発や過剰包装をやめるなど製造や小売り等の各段階で関わる事業者それぞれの取組も重要であり、秋田市では、事業者に対し分別やリサイクル推進の指導を行っているほか、レジ袋削減に向け、事業者や市民団体とともに懇談会を開催したと伺っております。</p> <p>審議会では、家庭系ごみの有料化について検討しており、製造事業者等の責任については対象とはしておりませんが、消費者の意識が変わることで事業者が自らの責任等を考えるきっかけになると思われます。</p> <p>なお、事業者から出るごみについては、既に排出量に応じた処理手数料を徴収していると伺っております。</p>
2	<p>収集と処理費用は受益者負担が相当である。</p>	<p>審議会においても、ごみの有料化には受益者負担の観点も必要であると考え審議しております。</p>

② 公平性の確保

	意見	審議会の考え方
1	<p>公平性の確保という観点からの有料化については賛成である。</p>	<p>審議会では、有料化には公平性の確保のほか、ごみ減量の観点からも有効な施策であると考えておりますが、市民に経済的な負担を強いることにもなることから、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。</p>
2	<p>目的は公平性の確保を第一に考えるべきであり、ごみの減量はその結果として捉えるべきものとする。</p>	
3	<p>現在の指定ごみ袋制度は小売店によって価格が違い公平性が保たれていないので、そのようなことがないようにしていただきたい。</p>	<p>現在の指定ごみ袋制度は、秋田市が定める規格を満たすごみ袋を製袋メーカーが製造する場合に秋田市が承認しているものであり、価格についてはスーパー等が独自に定め販売しているものと伺っております。</p>

4	低所得者にとって過度の負担となり、新たな不公平を生み出すことになることから反対である。	審議会では、税金でゴミ処理を行っている現状ではゴミを少なく出す人も多く出す人もその費用負担は同じであり、環境に配慮してゴミを減らしている市民には不公平であると考えております。そのため、有料化により市民一人ひとりが排出量に応じた処理費用の一部を負担するしくみとすることが望ましいと考えておりますが、その手数料については市民に過度な負担とならないような料金設定が必要であると考えます。
5	減量目標を達成するための手段としては理解するが、減量の努力をして目標を達成している市民も有料化が適用されるならば公平性は損なわれる。	
6	公平性の確保とあるが、不公平という声は聞こえてこない。 (同様1件)	

③ ごみ処理手数料の活用

ア ごみの減量・リサイクルに関すること

	意見	審議会の考え方
1	有料化によって得られた手数料は、一般財源化せずに環境に関することに使っていただきたい。	審議会においても、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、ご意見にもあるような循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えております。 そのため、頂いたご意見も参考にしながら手数料の活用について引き続き審議してまいります。
2	有料化により得られた手数料は、集団回収の奨励金など、リサイクルを推進するための財源として使っていただきたい。 (同様1件)	
3	有料化により得られた手数料は、電気式生ゴミ処理機やコンポスターの購入補助など、生ゴミ減量のための施策に使うべきである。 (同様1件)	
4	有料化により得られた手数料を町内会単位での堆肥施設の建設費に使っていただきたい。	

イ 集積所に関すること

	意見	審議会の考え方
1	ごみの収集処理経費は税金で賄うべきであり、手数料収入は、集積所設置・改修に対する町内会への助成金として使うべきである。 (同様2件)	審議会では、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えておりますが、頂いたご意見も参考にしながら手数料の活用について引き続き審議してまいります。
2	手数料は、有料化の経費までは賛成できるが、市民に還元するべきであり、集積ボックスの公募や集積所の設置など町内会への助成金として使うべきである。	

ウ 施設の維持管理に関すること

	意見	審議会の考え方
1	ごみ処理手数料は、ごみ処理費用に充当するべきであり、税金は必要のあるところに使うべきである。 (同様2件)	審議会では、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えておりますが、頂いたご意見も参考にしながら手数料の活用について引き続き審議してまいります。

エ その他

	意見	審議会の考え方
1	有料化により得られた手数料は、循環型社会や低炭素社会の構築に向けた施策ではなく、市の借入金の返済に使うべきである。	審議会では、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えておりますが、市の借入金の返済に活用するかどうかについては、審議会で判断するべきものではないと考えます。
2	家庭系ごみの有料化が目的であり、さらに手数料の用途が明確にされていないのであれば有料化をしてはいけません。	
3	説明不足である。	

4	<p>将来的には手数料総額がごみ処理に係る経費を超え、超過分が環境財源となるのか、将来的には手数料の一部を環境財源とするのかははっきりしていただきたい。</p>	<p>手数料収入については、有料化の制度に必要な費用やごみの収集処理に係る経費等に充当するほか、将来的には、手数料の一部を循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えております。</p>
---	--	---

④ 有料化の目的全般について

	意見	審議会の考え方
1	<p>なぜ有料化なのか分かりにくいので、理由をもっと明確にしていきたい。</p>	<p>秋田市では、平成22年度までに市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を556グラム以下にする目標を掲げ、これまでに様々な減量施策を展開してきましたが、平成20年度では608グラムとなっております。そのため、審議会では、他都市でごみの減量に効果をあげている家庭系ごみの有料化について諮問を受け審議しておりますが、有料化の是非については引き続き審議してまいります。</p>
2	<p>有料化に対する秋田市の目的と環境省が示す目的の考え方に差があるのはなぜか。</p>	<p>審議会では、環境省の方針も参考に、秋田市のごみ処理の現状と課題を踏まえ審議していることから、その目的に違いがあるものです。</p>
3	<p>健康維持とエネルギー節約を念頭においた廃棄物処理の意義の明示および行政・製造者・消費者は与えられた役割に従って各自が責任をとらなければならない努力義務を課すことを盛り込むべきである。</p>	<p>審議会では、有料化の目的はごみの減量・公平性の確保・手数料の活用が望ましいと考えております。 頂いたご意見については、有料化の目的には馴染まないと考えます。</p>

(2) 家庭系ごみ有料化のしくみについての意見

① 有料化の対象範囲

	意見	審議会の考え方
1	家庭ごみと資源化物の手数料に差をつけるか、資源化物を無料としたほうが良い。分別しても有料ならば、分別意識が下がります。 (同様1件)	審議会においても、家庭ごみに含まれている資源化物の分別促進の観点から、有料化の対象とするごみは家庭ごみが望ましいと考えております。
2	有料化の対象は家庭ごみではなく、スーパー等で店頭回収をしており返却することが可能な資源化物にするべきである。	審議会では、資源化物のみを有料化の対象とした場合、資源化物が有料化の対象ではない家庭ごみとして捨てられる可能性が高いことから、有料化の対象とするごみは家庭ごみが望ましいと考えます。
3	剪定枝は、有料化の対象から除外するべきである。	審議会では、中間報告において有料化の対象とするごみは家庭ごみが望ましいとしておりますが、剪定枝については、現在も指定ごみ袋に入れずに家庭ごみとして出している現状を踏まえ、今後検討いたします。
4	草木、発泡スチロールなどは袋でのごみ出しは無理なのではないか。	草や発泡スチロールについては、現在も指定ごみ袋で出していることから、問題はないと考えます。

② 負担の仕組み

ア 手数料の料金体系に関すること

	意見	審議会の考え方
1	多く出す人がより負担が増える仕組みにするべきである。 (同様2件)	審議会においても、手数料の料金体系については、ごみの減量効果が期待できるとともに公平性が保たれるという観点から、ごみの排出量に応じて手数料を負担する料金体系が望ましいと考えております。
2	我が家のようにエコでごみを減らしている家庭もあるので、世帯人数で判断し、課税等をするのは反対である。	

3	<p>一定量無料型も必要だと思う。配布は広報と一緒にすればよい。</p>	<p>審議会では、一定量無料型は、一定量まで無料のため減量意識が働きにくいことや、無料分のごみ袋配布に要する経費がかかり増しになることから、手数料の料金体系は、ごみ袋1枚目から経済的動機付けが働きごみの減量効果が期待できるとともに、公平性が保たれ、全国的にも採用例の多い単純比例型が望ましいと考えています。</p>
4	<p>手数料は各世帯一律で徴収し、不足分はサイズ価格設定で補うこと。</p>	<p>審議会では、各家庭から一律手数料を徴収し、不足分をサイズの価格設定で補うことは、排出量に応じた費用を負担するしくみになっていないことから、ごみ減量の経済的動機付けとならないほか、公平性の観点からも相応しくないと考えます。</p>

イ ごみ袋に関すること

	意見	審議会の考え方
1	<p>取って付きのごみ袋に賛成である。 (同様1件)</p>	<p>審議会においても袋のサイズは、他都市の事例から45Lを超える袋の需要はほとんどなくなるとともに、20Lより小さいサイズのごみ袋の需要が増えると考えております。</p> <p>袋の形態については、取ってのないごみ袋を作成してほしいとのご意見も寄せられましたが、ごみ袋が結びやすく持ち運びやすいことから取って付きが望ましいと考えております。</p> <p>また、袋の厚さについては、現在のごみ袋の規格も考慮して決めることが必要であると考えます。</p>
2	<p>指定ごみ袋は取っての有り・無しの両方を選択できるのがよい。ごみ袋もごみとなるものなので、なるべく小さく、作りやすく、使いやすく、値段の安いものである必要がある。 (同様1件)</p>	
3	<p>指定ごみ袋は45L、30L、20L、10Lの4種類で十分である。</p>	
4	<p>大きい袋があると、布団等や草木等がそのままごみ袋に入れられ、回収に大変苦労するようになるので、45L以下のごみ袋を作成するのに賛成。</p>	
5	<p>小さい袋が大きい袋より安いとごみを減らす努力ができることから45L以下のごみ袋を作成するのに賛成である。</p>	
6	<p>ごみ袋のサイズについては問題ないが、厚さについての記述がない。破れないためにも0.035mmの厚さは必要と考える。</p>	

7	30Lのごみ袋では小さすぎるので35Lのごみ袋を作成してはどうか。	現在、指定ごみ袋のサイズは、90L・70L・45L・30L・20Lとなっていることから、特段、支障が生じるとは考えておりません。
8	手数料の徴収は市が直接行い、中間団体に費用を払って行わせるべきではない。	審議会では、手数料が上乗せされたごみ袋の販売は、市が直接行うのではなく、市民の利便性を考慮し、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、その他多くの小売店で販売していただく方法が望ましいと考えます。そのため、手数料の徴収はこれらの小売店が行い、市に納入するしくみが望ましいと考えます。

③ 手数料の料金設定

	意見	審議会の考え方
1	他の市町村よりも料金が高いのではないか。	審議会では、手数料の料金は、ごみ減量の動機付けとなり、市民に過度な負担とならない設定が必要と考えます。そのため、すでに有料化を実施している中核市や近隣市の料金も考慮するとともに、他都市の事例から10%程度の減量効果が見込まれる、袋の容量表示1Lあたり1円程度が望ましいと考えます。
2	手数料が高いので、もう少し下げてください。	
3	1L1円程度の料金設定でごみの減量効果が見込まれるのか。 1L1円では安いのではないか。 手数料の額は、市民にごみ減量の動機付けが働くような料金にしてください。 (同様2件)	
4	最も需要が見込まれる45Lサイズのごみ袋の料金は、1L当たり1円以下にするべきではないか	審議会では、有料化は経済的動機付けによりごみの減量意識を促そうとする施策であり、需要が多く見込まれるサイズを安くすることは減量意識を働きにくくすることに繋がるものと考えます。
5	手数料の料金設定は、1L当たりではなく、重量による設定が妥当ではないか。	意見のような考え方もあるかと思いますが、各家庭から出されるごみの重さを確認することは困難であることから、容量に比例した料金設定が妥当と考えております。

④ 手数料の使途

	意見	審議会の考え方
1	広く公表する必要はあると思う。	審議会においても、手数料の使途についてはその透明性を図るため広く公表する必要があると考えております。
2	具体的な内容の提示がほしい。	<p>手数料の活用についてのご意見かと思えます。「家庭系ごみの有料化について（中間報告）」の中の「ごみ処理手数料の活用」と「手数料の使途」の項目が紛らわしくなっており、答申の際には整理しなければいけないと考えます。</p> <p>ごみ処理手数料の具体的な環境施策を答申の中で示すかどうかについては、頂いたご意見を参考にしながら引き続き審議してまいります。</p>

⑤ 減免措置

	意見	審議会の考え方
1	<p>介護の必要がある家族、乳幼児のいる家庭は、ごみの量を減らすことが難しいと考える。結果として、負担金が増えるように思う。おむつ世帯は減免すべきである。</p> <p>(同様 1 件)</p>	審議会においても、ご意見にあるようなごみの減量が難しい世帯については、一定の配慮をすることが望ましいと考えております。具体的な減免措置の対象については、頂いたご意見を参考に引き続き審議してまいります。
2	具体的な内容の提示がほしい。	

(3) 市民への周知についての意見

① 説明会の開催

	意見	審議会の考え方
1	<p>有料化を実施する際には、町内会などの団体対し説明会を開催していただきたい。</p> <p>(同様 1 件)</p>	審議会においても、有料化を実施する際には、その目的や制度の内容について、場所や回数を考慮して説明会を開催する必要があると考えております。

② 周知啓発

	意見	審議会の考え方
1	<p>これまでのごみ袋が使いえなくなることや、使用期限などについてきちんと周知していただきたい。</p> <p>(同様3件)</p>	<p>審議会においても、有料化を実施する際には、その目的や制度の内容、現在のごみ袋が使いえなくなるなどについて、十分な周知をする必要があると考えております。</p>
2	<p>たくさんの人に有料化の話をする必要がある。</p> <p>また減量や有料化についてテレビ・ラジオなどで周知したほうが浸透するのではないか。</p> <p>(同様1件)</p>	
3	<p>アパートに住む独身者、若者カップルへの周知をしっかりといただきたい。</p>	
4	<p>ごみの具体的な出し方を教えていただきたい。</p>	

③ 移行期間の調整等

	意見	審議会の考え方
1	<p>これまでのごみ袋が使いえなくなるのであれば十分な周知期間を設けてほしい。また、現在のごみ袋を使い切れないこともあるので、一定期間は旧袋と併用して使えるよう差額分のシールを販売していただきたい。</p> <p>(同様1件)</p>	<p>審議会では、有料化を実施する際には、十分な周知期間を設ける必要があると考えます。しかしながら旧袋を使い切ることができないような場合も想定されることから、頂いたご意見については、今後審議いたします。</p>

(4) 併せて実施する施策についての意見

① ごみの減量およびリサイクルを推進するための施策

ア 環境活動を推進する施策

	意見	審議会の考え方
1	<p>市民の環境活動を推進するような施策を実施していただきたい。</p>	<p>審議会においても、他都市の事例から家庭系ごみの有料化は、頂いたご意見にあるようなごみの減量化およびリサイクルを推進する施策と組み合わせることで相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えております。</p> <p>そのため、ごみの減量およびリサイクルを推進するための施策について頂いたご意見も参考に審議してまいります。</p>
2	<p>町内等の団体や個人が実施するボランティア的な要素のあるごみについては、無料としていただきたい。また、それらのごみを集積所にだせるようにしていただきたい。</p> <p>(同様5件)</p>	

イ 生ごみ減量に関する施策

	意見	審議会の考え方
1	生ごみの減量を図るため、電気式生ごみ処理機およびコンポスターの購入補助をするとともに、市で生ごみ堆肥施設を作るべきである。 (同様 2 件)	審議会においても、他都市の事例から家庭系ごみの有料化は、頂いたご意見にあるようなごみの減量化およびリサイクルを推進する施策と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えております。 そのためごみの減量化およびリサイクルを推進するための施策について頂いたご意見も参考に審議してまいります。
2	生ごみの減量を図るため、生ごみの堆肥化を推進するとともに、その消費先も含めたリサイクルシステムを構築していただきたい。	
3	小中学校などにコンポストを置き、近隣の市民が利用できるようするべきである。	

ウ 資源化物の収集・リサイクルに関する施策

	意見	審議会の考え方
1	ごみ減量のためにペットボトル以外のプラスチック類や廃油のような資源として活用できるものについても収集を検討するべきではないか。 (同様 1 件)	審議会においても、他都市の事例から家庭系ごみの有料化は、頂いたご意見にあるようなごみの減量化およびリサイクルを推進する施策と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えております。 そのためごみの減量化およびリサイクルを推進するための施策について頂いたご意見も参考に審議してまいります。
2	資源化物の月当たりの収集回数を増やすことや、集団回収の普及促進、いつでも出せる場所を設置するなど、資源化物の有効な回収方法について検討するべきである。 (同様 5 件)	
3	雑がみの分別を促進するため、紙ひもの購入補助や雑がみを紙袋に入れて出せるようにすること、また、個人情報を守られる処理のしくみを考えていただきたい。 (同様 2 件)	
4	ハッピーマンデーなどの行き過ぎたサービスは不要である。 資源化物を家にある透明な袋で回収することを検討してはどうか。 (同様 1 件)	

エ その他啓発等に関する施策

	意見	審議会の考え方	
1	<p>有料化実施後一時的にごみが減ったものの徐々に元に戻るリバウンドを防ぐような施策を実施していただきたい。</p>	<p>審議会においても、有料化を実施する場合には、ご意見にあるような施策も併せて実施することが重要であると考えております。</p>	
2	<p>ごみ減量と市民の環境に対する意識の向上を図るという観点から、レジ袋の有料化も検討すべきである。</p> <p>また、洗剤など詰め替え用がある製品において、詰め替え用が本体より高く販売されている小売店があり、結果的にごみを増やすことにつながっていることも考えられる。こうした矛盾が生じないように、小売店に協力を求めるべきである。</p>		
3	<p>受益者負担が市民ならば、排出量や収集回数などを市民が選べるようにすべきである。</p>		
4	<p>小型家電や携帯電話の回収、ペットボトルのキャップ等、市が回収していないものについても、ごみ減量・資源化につながることは積極的に情報提供するとともに、回収設置場所を増やしていただきたい。</p> <p>(同様1件)</p>		
5	<p>戸別収集にするべきである。</p> <p>(同様1件)</p>		
6	<p>便利で豊かな暮らしから脱却するような施策が必要である。</p>		
7	<p>消費者への環境教育に関する施策が必要である。</p>		
8	<p>「物に振り回されない暮らし」の実現のための施策を実施する。</p>		
9	<p>ごみの処理にかかる経費などを示し、環境への負荷についてマスコミ等で周知するべきである。</p>		<p>審議会においても、ご意見にあるようなごみの減量・リサイクルに関する情報を発信することは重要であることと考えることから、答申の中で提言したいと考えます。</p>
10	<p>ごみ処理にかかっている費用を年2,3回広報してほしい。</p>		

11	リサイクルによりどのようなものに生まれ変わるか知りたい	
12	ごみの減量に結びつく情報をもっと発信するべきである。	
13	紙媒体のものを配布しない、もらわない等の啓発をするべきである。	
14	機密文書の取扱いや受け皿の周知をするべきである。	
15	ごみに対する市民の意識を高めるため、ごみ処理を行政ではなく民営化するべきである。	
16	環境学習の出前講座を町内会別に実施するべきである。	

② ごみの不適正排出防止に向けた施策

	意見	審議会の考え方
1	<p>不法投棄が不安である。 値上げ幅が大きいと不法投棄が増えるのではないか。 ごみの不法投棄や不適正排出、野外焼却を防ぐための監視・パトロールをしっかりと実施するとともに、不法投棄には厳しい罰則を設けてほしい。また、他市町村と連携も必要である。 (同様16件)</p>	<p>有料化を実施した場合には、ごみ集積所への不適正排出や不法投棄が想定されることから、審議会では、有料化を実施する場合には、頂いたご意見にあるような不適正排出への監視および指導、不法投棄のパトロールの強化を実施するべきであると考えます。 そのため、ごみの不適正排出防止に向けた施策について十分検討するよう答申の中で提言いたします。</p>
2	<p>不適正排出されたごみを片付けるための助成金を町内会に交付するべきである。</p>	
3	<p>秋田は車社会であり、ごみをどこへでも運ぶことが可能なことから対策をしっかりとっていただきたい。 (同様1件)</p>	
4	<p>不適正なごみの処理は集積所の管理者や土地所有者に迷惑がかからないよう直ちに市が回収・処理すべきである。 (同様1件)</p>	

II 家庭系ごみの有料化に関する意見

(1) 有料化に賛成の意見

	意見	審議会の考え方
1	<p>基本的にごみの有料化には賛成である。</p> <p>(同様 2 件)</p>	<p>審議会では、ごみの有料化は環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換する動機付けになることや、公平性の確保などの観点から有効な施策と考えておりますが、市民に経済的な負担を強いることにもなることから、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。</p>
2	<p>市民一人ひとりが納得したうえで有料化をするのであればやむを得ない。</p>	
3	<p>ごみの減量には痛みが必要である。有料化をすれば経済感覚でごみが減ることから賛成である。</p> <p>(同様 5 件)</p>	
4	<p>ごみ有料化は処理経費の財源として避けて通れない課題であり、このたびの中間報告は時期を得たものと、その内容については、概ね賛同する。</p> <p>(同様 3 件)</p>	

(2) 有料化に反対の意見

1	<p>経済不況で、誰もが生活を切り詰め、ごみが減っている現状でなぜ有料化を実施しなければいけないのか。</p> <p>増税とかわらないのではないのか。</p> <p>(同様 2 件)</p>	<p>秋田市では、平成22年度までに市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を556グラム以下にする目標を掲げ、これまでに様々な減量施策を展開してきましたが、平成20年度では608グラムとなっております。そのため、審議会では、他都市でごみの減量に効果をあげている家庭系ごみの有料化について諮問を受け審議しておりますが、市民に経済的な負担を強いることにもなることから、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。</p>
2	<p>ごみの減量目標を達成するために、他都市と同様にプラスチックごみの分別収集をするべきであって、安易に有料化をするべきではない。</p>	
3	<p>公共性のあるごみは量の大小に関わらず市が処理すべきである。市は町内ごとのリサイクル運動を進めるなど啓発期間を設け、減量目標に達した場合には有料化をやめることとしたらどうか。</p>	

4	<p>有料化には絶対反対である。市民は市民税を払っており、税の二重取りになる。有料化をするのであれば、市民税を手数料分減税するべきである。</p> <p>(同様4件)</p>	<p>ごみの有料化は、秋田市が提供するサービスに対する手数料を、排出量に応じて負担していただく受益者負担の考えによるものと考えます。</p>
---	---	--

(3) その他の意見

	意見	審議会の考え方
1	<p>有料化の前に、無駄な補助金を廃止するべきではないか。</p>	<p>審議会ではごみの有料化について諮問を受け審議しており、ごみ減量に関わらない補助金等については、審議会として意見を述べる立場にはありません。</p>
2	<p>有料化の前に資源化物の収集日を増やしてごみの減量を図るべきである。</p>	<p>審議会では、他都市でごみの減量に効果をあげている家庭系ごみの有料化について秋田市長から諮問を受け審議しておりますが、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。</p>
3	<p>レジ袋によるごみ出しを認めることやレジ袋が不要な方へエコポイントを付与し金券として利用できる制度の構築、生ごみ堆肥の推進を図りその活用先を確保すること、エコに取り組む事業者を市で認定・表彰するなど行政としてリデュース対応策を構築しなおさないのであれば同意しかねる。</p>	
4	<p>有料化を実施する前に、不法投棄・不適正排出を防ぐため、市民のモラル向上を図るべきである。</p>	
5	<p>有料化の前に、各自責任を持つという意味でごみ袋に記名するようお願いしたい。</p>	
6	<p>有料化を実施する前に、他都市の有料化実施後のごみ排出量を調べ、その効果の有無について検討するべきである。</p>	<p>ごみの有料化は、他都市の事例からごみの減量に効果的な施策ではあると考えますが、一部の自治体では有料化実施後一時的にごみが減ったものの徐々に元に戻るリバウンド現象が見受けられます。そのため審議会では、有料化を実施する場合は、併せてごみの減量・リサイクルを推進する施策も実施する必要があると考えております。</p>

7	<p>有料化の前に集積所のガラス対策として、昔のようにポリ容器に名前を書いてごみを出せるようにすることを認めていただきたい。</p>	<p>集積所にポリ容器で出すことについては、集積所の敷地に収まらない可能性があり危険であることや、風で飛ばされる可能性もあると伺っており、ごみ袋で出すことが妥当であると考えます。</p>
8	<p>街中のマンション等と郊外の一戸建てでは条件が違うので分けて考えてはどうか。</p>	<p>審議会では、ごみの有料化は、市民一人ひとりが環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換するための経済的動機付けをするものであり、全ての市民を対象にすることが妥当であると考えます。</p>

Ⅲ その他の意見

(1) 審議会への要望事項

	意見	審議会の考え方
1	中間報告に関する意見募集および聴取会を延期し、もっと市民の声を聞くべきではないか。	意見については、1ヶ月間の期間を設け、様々な方法により募集したことから、今後は頂いたご意見を参考に答申に向けた審議をしていくこととしております。
2	有料化を実施する前に、もう一度意見聴取を実施していただきたい。また、今後のことについても説明していただきたい。	
3	説明会を5月下旬か6月に開催していただきたい。	
4	意見聴取期間が短いので、半年から10ヵ月くらいの期間を設けて、町内会を開くなど啓発を深めていただきたい。また、町内会単位で説明会を開催していただきたい。	
5	審議会の委員も説明会に参加するべきではないか。	頂いたご意見については、審議会の今後の検討課題とさせていただきます。
6	審議会の議事録に名前を入れて責任を明確にするべきではないか。	
7	電話での意見は聞かないとはどういうことか。広く意見を聞くつもりはあるのか。	
8	審議会委員に、ごみを出す主婦や学生などのメンバーが少ない。	審議会の委員は、条例に基づき市長が任命しているものであり、審議会で判断するべきものではないと考えます。

(2) 環境施策等に関する事項

	意見	審議会の考え方
1	行政は市民目線で、市民とともに考えるという基本に立つことが優先課題である。	審議会では、市長から家庭系ごみの有料化について諮問を受け審議しているものであります。環境施策等について頂いたご意見につきましては、秋田市へお伝えすることといたします。
2	循環型社会を目指すことは、行政・企業・市民の役割であり、それぞれが認識しなければいけない。	
3	ごみの減量には、消費者と企業の双方が協力しなければいけない。	
4	緑を増やすという観点から剪定枝などの廃棄物が増える傾向にあるが、これらのごみの取扱いを検討するべきではないか。	
5	古布類を回収し、リサイクルすることを検討してはどうか。	

6	年に数回衣類を回収し、発展途上国へ提供してはどうか。
7	ペットボトルのキャップやプラタブを回収する場所を増やして頂きたい。
8	資源化・分別については、新しい焼却炉ができたときに簡略化されたわけで、単に有料化の話だけで語られるべきものではない。紙ごみについて強調されているが、資源化について述べるならば、プラスチック類など、もっと他の素材についても話があるはずである。
9	雑がみを古紙として出せることをもっと啓発するべきである。
10	アパート業界に依頼して、分別の説明資料を渡していただくようお願いするべきである。
11	ごみ処理費用が税で賄われていることについて市民にわかりやすく示すことが必要である。
12	電気・ガス・水道などのようにごみ収集を戸別に契約することを検討してはどうか。
13	ごみ袋にリットル表示をしていただきたい。
14	あり余っているレジ袋でごみを出すことが出来ればごみの減量になることは目にみえている。
15	トレイの回収やレジ袋有料化を実施している事業所に対しランク付けをして公表してはどうか。
16	減量預金についていつの頃からか聞かなくなったかどうなっているのか。
17	様々な減量努力をしてきた。これ以上は減らすことができない。知人等にもごみを減らす話をしてきた。
18	畑を作っており、生ごみや草類は一切出しません。またペットボトルのキャップなども集めているところに提供しています。木や枝は乾かしてから燃えるごみに出しています。

19	リサイクルできないものについては、企業負担を明確にし、協力金を徴収することを検討するべきである。	
20	企業のごみ減量に対する取組を促す施策が必要である。	
21	企業の責任を明確にするため、びん・缶等は、デポジット制度にするべきである。	
22	イベントなどでのごみ収集については、参加者に負担を求めよう検討するべきである。	

秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成22年6月1日現在

区分	氏名	役職・所属機関等
学識	佐藤芳昭	秋田市立下新城小学校 校長
	佐藤裕	秋田魁新報社総務局長
	柴山敦	秋田大学工学資源学部 教授
	西川竜二	秋田大学教育文化学部 准教授
団体	石郷岡誠	秋田商工会議所（（有）佐々木製作所 代表取締役）
	上杉憲子	秋田市連合婦人会 生活環境部長
	岡部勇作	秋田市民憲章推進協議会 顧問
	照井慶子	秋田市消費者協会
	藤井賢子	秋田市生活学校連絡会
事業者	井出宏	イオン（株）北日本カンパニー ジャスコ御所野店
	北村知子	NEC液晶テクノロジー（株）秋田工場
公募	近藤荘子	
	平川秀悦	
	三浦恵子	

減推第84号

平成21年11月30日

秋田市廃棄物減量等推進審議会
会長 岡部 勇 作 様

秋田市長 穂 積



家庭系ごみの有料化について（諮問）

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第48条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

家庭系ごみの有料化について

2 諮問理由

本市のごみ排出量は、これまでの啓発活動により一定の減量効果が現れています。しかしながら、家庭系ごみについては、一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標と乖離している状況にあり、資源循環型社会や低炭素社会の構築のためにも、さらなるごみの減量が重要な課題となっています。

本市では、平成17年1月に秋田市廃棄物減量等推進審議会の答申において、ごみ減量化のために市が重点的に検討を進めるべき施策の一つとして家庭系ごみの有料化が挙げられたこともあり、これまでに調査・検討を進めてきたところです。

つきましては、本市における家庭系ごみ有料化について、審議いただきたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成22年7月上旬

「家庭系ごみの有料化について」審議経過

審議会開催状況

開催	開催日時	主な審議内容等
第1回	平成21年11月30日(月) 14:00～16:00	諮問内容の説明 テーマ「家庭系ごみの有料化について」 今後の審議会の予定について
第2回	平成22年1月25日(月) 14:00～16:00	テーマ「家庭系ごみの有料化について」 (1)ごみ有料化の対象と方法について (2)有料化によるごみ量の変化について (3)有料化に伴う負担の状況について (4)有料化とともに実施された併用施策等の調査結果について
第3回	平成22年2月19日(金) 14:00～16:00	テーマ「家庭系ごみの有料化について」 中間報告(案)について
第4回	平成22年5月26日(水) 14:00～16:00	テーマ「家庭系ごみの有料化について」 (1)市民意見聴取の結果について (2)答申案の取りまとめについて
第5回	平成22年6月24日(木) 14:00～16:00	テーマ「家庭系ごみの有料化について」 答申(素案)について
第6回	平成22年7月8日(木) 14:00～16:00	テーマ「家庭系ごみの有料化について」 答申(案)、答申の概要(案)について